別記　第５号様式（第７条関係）

第　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　殿

　　　　　　　　　所　属　長　　　　　　　　印

額　改　定

児童手当　　　　　　　　　　 通知書

　　額改定請求却下

　　　　　　　　　　　 請求、届出　　　　　　　　　　　改定

児童手当の額の改定については 　　　により、次のとおり

　　　　　　　　　　　 職　　　権　　　　　　　　　　　却下

しましたので通知します。

　この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して３か月以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に、鹿児島県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 額　　改　　定　　に　　関　　す　　る　　事　　項 | | | |
|  | | | |
| 1.改定後の支給対象児童数  2.改定後の手当月額 | | （３歳未満）　　　　　　　　　　　人 |  |
| （３歳以上）　　　　　　　　　　　人 |
| （第３子以降）　　　　　　　　　　人 |
| 計　　　　　　　　　　人 |
|  |
| （３歳未満）　　　　　　　　　　　円 |
| （３歳以上）　　　　　　　　　　　円 |
| （第３子以降）　　　　　　　　　　円 |
| 計 　　　　　　　　　　円 |
| 3.改定年月　　　　　　　　　　　 　　　　　年　　　月から  4.改定（増・減額）の理由　（　　　　　　　　　　　　　　　 　） | | | |
| 額　改　定　請　求　却　下　に　関　す　る　事　項 | | | |
| 却下した理由  （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　） | | | |
| 備考 |  | | |